	第九十一号	第三十八号	第七十七号	第二十三号	第三号第二改訂版	第三号第二改訂版	第二十三号	第三号第二改訂版	第三号第二改訂版	第七十号改訂版	第百四号	第二十八号	第二十八号	第二十七号第三改訂版	第百十六号	第六号改訂版	第四十八号第五改訂版	第八十一号	第八十一号	第百号改訂版	第九十四号第二改訂版	第三十九号
第二条第二十九号の側方灯	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第三十号の後部霧灯	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第三十一号の駐車灯	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第三十二号の後退灯	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第三十三号の前部反射器	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第三十四号の側方反射器	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第三十五号の後部反射器	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第三十六号の大型後部反射器	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第三十六号の二の再帰反射材	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第三十七号の警音器の警報音発生装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第三十八号の警音器	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四十号の停止表示器材	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四十号の二の盗難発生警報装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四十一号の方向指示器	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四十一号の二の灯火装置及び反射器並びに指示装置の取付装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四十二号の後写鏡	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四十三号の後写鏡及び後写鏡取付装置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二条第四十四号の速度計	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

備考
○印は、装置型式指定規則第五条の表各号に規定する特定装置の種類の欄に掲げる特定装置について、当該各項に掲げる国が同条の国土交通大臣が告示で定める国であることを示す。

（装置型式指定規則第五条に規定する国土交通大臣が告示で定める国を定める告示の一部改正）

第二条　装置型式指定規則第五条に規定する国土交通大臣が告示で定める国を定める告示の一部を次のように改正する。

別表中

「

第二条第五号の三の感電防止装置	第百号改訂版	○
第二条第五号の四のオフセット前面衝突時の感電防止装置及び乗員保護装置	第九十四号第二改訂版	○
第二条第五号の五のオフセット前面衝突時の乗員保護装置		○

」を

「

第二条第五号の三の電波障害防止装置	第十号第三改訂版	○
第二条第五号の四の感電防止装置	第百号改訂版	○
第二条第五号の五のオフセット前面衝突時の感電防止装置及び乗員保護装置	第九十四号第二改訂版	○
第二条第五号の六のオフセット前面衝突時の乗員保護装置		○

」に

改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この告示は、平成二十三年六月二十三日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十三年八月一日から施行する。

第二条　第一条による改正後の装置型式指定規則第五条に規定する国土交通大臣が告示で定める国を定める告示別表（第二条第五号の三の感電防止装置に係る部分に限る。）の規定は、平成二十三年八月一日から適用する。

（装置型式指定規則第五条に規定する国土交通大臣が告示で定める国を定める告示の一部を改正する告示の廃止）

第三条　装置型式指定規則第五条に規定する国土交通大臣が告示で定める国を定める告示の一部を改正する告示（平成二十三年国土交通省告示第五百七十三号）は、廃止する。